総 務 産 業 常 任 委 員 会

期　日　令和６年２月１９日（月）
時　間　午　前　１０：００
場　所　議　場

○議事日程
１．委員長あいさつ
２．請願第１号　今金町補助金交付事業において監査委員報告の「一般会計の事務処理に疑義があることにより額の確定に至っていない補助事業が２件ある」に関する請願
３．その他

○出席委員（１１名）

委員長７番	村　上　忠　弘　君	副委員長６番	岸　　徹　也　君
１番	苅　屋　泰　裕　君	２番	岸　　雅　子　君
３番	矢　内　義　則　君	４番	上　　村　　忠　君
５番	内ケ島　祐　一　君	８番	川　上　絹　子　君
９番	向　井　孝　一　君	１０番	村　　瀬　　廣　君
１１番	日　置　紳　一　君	（参与）	芳　賀　芳　夫　君

○欠席委員（０名）

○出席事務局職員

議会事務局長	伊　藤　靖　徳　君
議会事務局主事	五十嵐　陽　基　君

開会　１０：００

○委員長（村上忠弘君）　おはようございます。本日の総務産業常任委員会にご出席ありがとうございます。まだ２月だというのに昨日あたりから気温上昇により、今日は４月並みの気温になるのではないかという事での予報でございます。田んぼの畔もちらほら見えて来ているところでございます。これも温暖化の影響だというふうに思えるわけでございますけれども、この後の寒暖差が心配されるところでございます。

さて、今回は前回開催された委員会からですね、諸般の事情によりまして日数が経った本日の委員会になりまして、今日は１つ皆様から忌憚のない意見を頂きながら取り進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ただ今の出席委員は１１名で定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会いたします。議題に入る前に、向井委員、内ケ島委員より発言を求められておりますので許可をいたします。向井君。

○９番（向井孝一君）　前回の常任委員会の中で私の発言に誤解があったようなので訂正をいたしたいと思います。その部分は商工会がｉスマイル、観光協会の事務委託という言葉でありましたが、ｉスマイルという事ではなく、ソーシャルという事に訂正をいたしたいと思います。

○委員長（村上忠弘君）　向井君。ただ今、訂正をして頂いたのですけれども、ソーシャルも事務委託という事に発せられたので、事務委託にはなっていないという事ですので。

○９番（向井孝一君）　両方のあれを消せという事かい。

○委員長（村上忠弘君）　事務委託になっていませんという事で。事務委託という事にはなっていなという事です。

○９番（向井孝一君）　はい。分かりました。ｉスマイル、ソーシャル共に事務委託は受けていないという事で訂正をいたします。

○委員長（村上忠弘君）　同じなのです。

○９番（向井孝一君）　要するに商工会がｉスマイル、それからソーシャルは事務委託をしていないという事でしょ。

○委員長（村上忠弘君）　いま、ｉスマイルをソーシャルという部分で言い換えてもらったのですけれども、それは事務委託を受けているわけではないという事をはっきりと伝えてほしいのですよ。向井君。

○９番（向井孝一君）　商工会が要するに先ほど言った２つの事務委託を受けてないという表現に変えたいと思います。

○委員長（村上忠弘君）　どちらも事務委託を受けていないという事でね。

○９番（向井孝一君）　うん。

○委員長（村上忠弘君）　よろしいですね。次に内ケ島君。

○５番（内ケ島祐一君）　請願（２）の内容に一部誤りがありましたので訂正いたします。ソーシャルタウン今金協議会はいずれも商工会が事務局を受託しています。これを次のように訂正いたします。ソーシャルタウン今金協議会事業は商工会に事務局を置くに訂正をさせて頂きます。以上です。

○委員長（村上忠弘君）　ただいま２名の委員から１月２３日の委員会における発言の訂正がありました。委員長としてもその場で訂正等を求めるべき内容であり、委員会を進める立場として、落ち度があったと思っております。関係団体にはあらためてお詫びをするところでございます。今後気を付けて参ります。本当に申し訳ございませんでした。

それでは議題に入ります。請願第１号　今金町補助金交付事業において監査委員報告の「一般会計の事務処理に疑義があることにより、額の確定に至っていない補助事業が２件ある」に関する請願を議題といたします。

前回、皆様からこの請願に対するご意見を頂きました。願意妥当、あるいは一部妥当、それぞれ意見がありました。出された意見をまとめ、次の委員会で報告すると申し上げていたわけですが、皆さんの発言内容を確認するなかで、妥当と言われた方の発言の中にも、一部妥当と受け取れる部分がありましたので、確認の意味も含めまして、あらためて、この請願は採択するのか、あるいは一部採択とするのか、皆様から発言を頂きたいと思います。なお事実と異なる発言に注意されますよう申し添えておきます。

前回どおりもう１度聞きなおしたいと思いますので、岸副委員長の方からお願いいたします。

○６番（岸　徹也君）　繰り返しになると思います。基本的な考え方は、１月２３日の本常任委員会での発言と変らないわけでございます。請願に関しての（１）この部分については再発防止という部分が明記されています。私もその部分においては、やはり議会として取り組める部分もあるだろうとそう考えておるわけでございます。実態解明についてはこれは現時点において議会がどのように実態解明に動けるかというのは、これはまだ明言することはできませんけれども、やはりそういった姿勢を見せていくという事も１つありえるのかなという部分においては、（１）においては願意妥当というふうに考えます。

また（２）においては以前の議会において事実関係調査業務委託料という形でこれは議決を終わっているものでございます。根拠妥当性という事ですけれども、まさにこの議場において理事者からその調査委託料だという事の説明を受け、議会が議決をしているという事ですので、そこについては願意というのはすでにもう終わっているものなのかなというふうにも考えます。

この請願については（１）についてこれは採択するべきものであると。（２）においてはここはすでに終了しているものという私は考えております。以上です。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　私はですね、前回の常任委員会でも発言させて頂きましたとおり１、２いずれにしても願意妥当であるという判断をさせていただいています。実態解明と

再発防止（１）のところあたりなのですけれども、実態解明という事で前回他の議員さん皆さんの意見を聞かせて頂いた中で全容解明であるとか様々な話しがありましたけれども、この請願の中身でいくと、全容解明という話は出ておらず、あくまでも補助金に対してというところの実態という事になりますと、これはその補助金の中で、監査とチェック体制がいかがだったのかというところに関しては議会としても取り組める内容ではないのかなと私は考えております。その中でチェック体制も当然議会もそのチェック体制の一員と考えておりますけれども、その中で再発防止という観点にたって考えられるのではないかと思いますので、１番はそういう考えです。

２番に関しては確かに議決されたことであるという事は認識しておりますが、前回も申し上げましたが、町民の方々にその理由、この弁護士をたてなければならない理由という事が、前回の議員の方々の話を聞いていますと、一貫性に若干かけるのではないかという感じもいたしました。７月のYouTubeをもう一度再確認させて頂いたのですけれども、中身に関して前回も色々と発言もありましたが、その弁護士も相手といいますかその弁護士もたったので、こちらもたてなければならないという話等々は出ていなかったと思いますので、その中で前回のやつを町民が聞いていると一体どういう事なんだと思うのは、いたしかたないというふうに僕は感じますので、この辺は整理をして町民の方々に報告するべきだと考えますので、１番２番含めて願意妥当だと考えます。

○委員長（村上忠弘君）　岸君。

○２番（岸　雅子君）　私は前回１月２３日の委員会において願意妥当というふうに述べたと思います。あの時は最終的に問題に関して結構思いがあったので、問題に関しての思いを言ってしまいまして、こちらの請願に対しての詳細をきちっと申していなかったと思いまして、結果を申しますと一部願意妥当だという事です。

１番においてですね実態解明というのは本当に難しいと思います。色々な今までの流れを見ても、報告されている部分もそうですけれども、難しいであるがゆえにこちら側の実態解明というのも本当に難しい事なので、あまり何か事を起こす事は難しいかなと考えます。再発防止に関しては今後取り組んでいかなければいけない事だと思うので必須だと思います。

２番なのですけれども、弁護士費用調査とありますが、これはやはり満場一致で議決されている事なのでここには願意妥当だとは思いませんので、私は一部願意妥当という意見です。

○委員長（村上忠弘君）　矢内君。

○３番（矢内義則君）　私はですね前回司法による調査中であるという事で意見を控えさせて頂くというような発言をいたしました。そういう中で今回この町あるいは国の補助金使途不明の会計処理実態のために、それぞれ町民の皆様もですね、１日もはやくこの問題に対してそれぞれ解決していただきたいという、この間の町民会議の中でもその発言がありました。そういう意味で１番のこの実態解明と再発防止に向けた調査という事につ

いては、私は採択してよろしいと思います。

２番につきましては、７月３日の臨時会の中で私もこの使途不明な会計処理実態調査のため札幌の自治体専門の弁護士に調査の依頼をするという町の考え方ですし、そういう必要性を認め、議会の中で賛成しました。そういう事でこの問題に関して私は議員としての立場を明確にしていますので、２番目については不採択にしてもいいという考えでおります。

○委員長（村上忠弘君）　矢内君。先ほど司法の調査という言葉で出されたのですけれども、弁護士の調査という事でよろしいですよね。

○３番（矢内義則君）　はい。弁護士の調査でよろしいです。

○委員長（村上忠弘君）　上村君。

○４番（上村　忠君）　前回の委員会において一部採択という事で発言しました。改めてになるのですけれども（１）に関しては全容解明については本当に議会として全力で再発防止に関して議会として全力で取り組むべき事であると。その再発防止の中に全容解明の内容も含まさるものであると感じますので（１）については妥当であると。

（２）に課しては事務調査の取り進め上、行政として事務調査の調査上に必要であるという事で弁護士を立てるという事で私は理解していますので、それに関しての妥当性。他の組織のための弁護士を立てての調査ではないというふうに私は理解しますので、先ほどらい話されているとおり、すでに（２）の内容に関しては証明されているというふうに感じていますので、一部採択という事で改めて申し上げたいと思います。

○５番（内ケ島祐一君）　１番については、これについては補助金が前も申したとおり、補助金が目的どおり使われているか。それと書類ですね。決算報告書や事業報告書、書類が残っているのか。それをきちっと調べていかないといけないと思います。その以降のことはその後でまず補助金の目的どおり使われているのか先に解決しないと中々前に進んでいかないと思います。それでこれは調査をしていく必要があると思います。

２番についても同じ事ですけれども弁護士費用は相手方が弁護士をたてたので、書類が無いという事で、弁護士をこちらもたてながら調査するという認識でいます。ですからそこをきちっと調べも終わっているのかどうかの報告もないし、やはりそこらへんをきちっと報告していく必要があるのかなと思っているので、両方とも妥当という事でお願いします。

○委員長（村上忠弘君）　日置君。

○１１番（日置紳一君）　中身については前回かなり詳しく話をしましたので、さきほど上村委員からも発言あったのですけれども、実態解明については再発防止に向けた調査の中に多分入ると思うので、そういう意味では１番の部分は妥当かなと。私の考えとして、一部採択でお願いします。

○委員長（村上忠弘君）　川上君。

○８番（川上絹子君）　私思うのですけれども請願は両方とも採択しなければならないと思

います。なぜかというと訂正までして請願の文章を直してまで通るようにしているのですから、これは絶対採択しないという理由はないと思います。

それと弁護士に依頼してその後の報告がなにあったのだと私はそうやって考えています。そして弁護士費用の支払いは終わっています。だけれども何が分かったのかという事がいまだかつて報告がない。そして今なんか理事者の考えではどこかの警察の方に捜査を依頼しているからという事でなっているけれども、その実態も本当にしているのかしていないのか不明なのですよ。それは確認しなければならないし、議会が調査できないとはそういうのはおかしいと思います。こういう大きな問題があるのに議会が取り組まないで何をするのですか。私達なんのためにいるのですか。ここに。そこを皆に考えてほしいです。調査出来るような事を考えなければならない。特別委員会作るなり。参考人としてきてもらうとか。そういう方法をやらないとならないのですよ。言葉の１つが間違っただけで、これだけ抗議の文書が来るのですから。それだけ繊細な組織の人達であれば、こんな悪い事が起きた事自体に、もっとシビアに皆が組織の人皆が取り組まないといけな事だと思うので、商工会というかソーシャルタウンの方も観光協会の方も皆がそういうところの疑惑の中に見られるのがすごく申しわけない事だと思うのですよ。全然そこに介入していない人は何の事だか分からないという人もいるのですよ。いまだかつて実態がわからないし、こんな事が起きていると分からないという人が沢山いる中で、私達議会が何にもで調べる事もできない、介入する事もできない。そしたら何しにここに私達がいるのですか。そういうための議会ではないですか。そして解明して理事者と両輪で一生懸命頑張って良いまちづくりをするためにやるのが議会の仕事ではないのですか。願意妥当だとか何だとか、町民からあがってきたものを訂正させてまでいて、一部採択とかよくいえますね。本当に。

○委員長（村上忠弘君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　同僚議員が今発言したのと全く同感です。さらに申しあげるのであれば、１部だとか２部ではなくて全面的に願意妥当にしてやらないと本当に議会なにやっているのですかと、先日の町民会議の時に色々な意見出ていたよね。やはりそれを受け止めて議会はどう動くのかという事が問われるのですよ。しかも自治法も町の条例、あるいは基本条例の中にも情報公開条例というのが載っている。一部願意妥当でいくと、いつまでも理事者が報告をしていないのを待っているのですか。そういうわけにはいかないですよ。町費を使って弁護士料を払ったという事実がある以上、なぜそうなったのかと。やはり町民は使った結果についてどうなっているのかという事が求められている。やはり私は、議会というのは真摯に受け止めて先ほど言われたように参考人聴取をしたり、理事者にむかって現在どうなっているのだという事を言っていかないと、いつまでも何年も待てという話ではないと思う。そういう意味で全て願意妥当だというふうに思います。

○委員長（村上忠弘君）　村瀬君。

○１０番（村瀬　廣君）　簡単に言います。この事件報告を受けましてから理事者が取り組

んでいる内容を聞きまして、議会として独自で調査出来る物ではないと判断して今まできました。ですから（１）、（２）にあるのは実態解明。これはいずれ理事者から報告があると思います。この事件解決に向けて。その中で議会としっかり議論し実態解明。議会としても行える。そして再発防止に向けた調査は当然取り組む。そういった実態解明という考え方であればこれは妥当だと思う。願意妥当だと思う。

それから（２）ですけれどもその根拠と妥当性についての調査。根拠につきまして理事者は弁護士費用を依頼する時に理事者からしっかり内容を聞きました。それが根拠。その根拠を聞いて妥当であると判断をして、全会一致で議決しました。ですからこれについての調査というよりも、報告は出来ると思います。その根拠を聞いた上で妥当だと議会が判断するのか。これは報告を出来る。この報告を調査といえるのかどうか。ただ報告であれば私は対応できるけれども、調査するというのであれば２番は無理だと思います。

○委員長（村上忠弘君）　ありがとうございました。一通り皆様から意見を伺ったところでございます。いま何名かの方から議会としてやる事があるべという発言がございました。議会としてやる事については、前回も意見の中には他の団体の中身についての調査は議会としては無理でしょとそういう事の発言もあったわけですよ。ですから議会としてやれることはやっています。理事者からの情報がないからという事でいう人もおりました。これは今言うように議会として議決行為をしたこの責任というのはどう思われます。皆様、全部願意妥当だと思われた方は。議決行為をした事に対してどう思われます。２番ですね。根拠と妥当性について。これはですね要するに議会として理事者から情報提供がないという発言でしたけれども、付帯決議という形で決議したわけではないですね。案件に対して執行する中で要望や留意点事項を述べて提出した議決ではないという事を皆様捉えてくださいよ。議決行為という事をきっちりしているわけですから。全員が。川上君。

○８番（川上絹子君）　議決したのは弁護士をたてたいという事に対して議決したのですよ。私達では出来ないから理事者が弁護士をたてて相手の弁護士との話し合いをしてもらわなければならないという話でやったと思うのですよ。違いますか。

○委員長（村上忠弘君）　ですから（２）根拠と妥当性については。

○８番（川上絹子君）　弁護士の段階は支払いも終わっているのですよ。全部１１月に終わっているのですよ。

○委員長（村上忠弘君）　まだ調査中ですから。今。

○８番（川上絹子君）　領収書もありますよ。全部支払いも終わって。

○委員長（村上忠弘君）　支払いはおわったかもしれないけれども業務が終わったかどうかという報告はまだ理事者からはきていないですよ。

○８番（川上絹子君）　報告がなかったらずっと議会は黙っているのですか。

○委員長（村上忠弘君）　そういう事はないと思います。理事者も一定の結果が出た時には報告しますといっているのですから。向井君。

○９番（向井孝一君）　どうもあなたの進め方はおかしいな。いいかい。議決したからそれ

に対して文句言うなみたいな言い方をしているが。それは違う。議決したという責任は我々にもありますよ。当然。あるけれども７月ですよ。弁護士料金の議決したのは。もうじき１年くるよ。それに対してあなたはどういう考えを持っているの。このまま何年でも待つつもりかい。

○委員長（村上忠弘君）　そうはならないと思います。今、理事者から報告がくるのを待つしかないでしょ。

○９番（向井孝一君）　だから何年も待つのか。

○委員長（村上忠弘君）　何年も待たなくても結果は出ると思いますよ。苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　２番に関してなのですけれども採択された時、私は所要がございまして欠席していました。それは多分言い訳にはならないだろうと思いますが、多分僕もその場に出席していれば多分賛成していただろうとまず思います。それは議事録等を見ますと理事者側がこれを調べる上において法的根拠等が必要であるというふうに考えますと、やはり外部に委託する必要性があっただろうと思います。それは弁護士調査を依頼するという事は妥当性が当然あるのだろうと思いましたので、その場所に私いませんでしたが、おそらく賛成はしていただろうというふうに考えております。それでその議決した責任等があるが故に、町民の方々にそれを説明する時にそれをしっかり説明できていたのかどうかという事があると思います。そのなかで正常に町民の方々にどういう理由かと聞かれた時に、こうこうこういうふうな事だよと、こういう妥当性があって根拠があるのだよと伝わっていれば、このように請願書として出てきている事はないのだろうと私は思っております。なので確かに先ほどありました調査という事に関してと言いますと、出来るかどうかと考えますと、もう１度理事者の方にどういう理由だろうかという事も含めて我々も議会としてこういう妥当性があるという事を話あって、しっかり町民の方々に伝えるという事が必要なのではないのかと思います。いずれにしてもこの論点でいくと調査しなければならない理由等という事が伝わっていないという事だろうと思いますので、そういう点で私はそう思いましたので、願意妥当だというふうにさせて頂きました。

○委員長（村上忠弘君）　議会としてやれる事、やれない事、それは分かります。私も座長の立場として、理事者に対して１ミリも共有するわけでもないし、便宜をするわけでもありません。これから皆様の意見を聞いて、これからどう進めるのかという事をお聞きしているのですよ。この請願が出てきた部分に関して採択をするのかしないのか。まずはここからなのですよね。採択するにあたり内容については、きっちり精査をしなければならないでしょと。思うわけですよ。ですからこれは当然意見が分かれても仕方のない事だと思います。ただ私が１つ言いたいのは、議会として議決行為をした事に対しての正当性というのは、議会の責任として結果を出さなければならないのかなと思います。違いますか。向井君。

○９番（向井孝一君）　請願に対して１番、２番、賛成反対という議論というよりも、これ

を全面的に願意妥当として、これからの議論の中でこの辺についてどうだというふうにするのだったら良いけれども、1番最初の方向性がまだ決まっていない段階で、さっきは何人かというよりも、多数決でいくと少ないけれども、全面的に願意妥当だという意見がある以上はそれをどう否決するのですか。そうではなくて受けるものは受けて、この次にどう向かっていくのかという議論にいくべきだと思う。最初の入り口の段階でそういう事を求めて、どうも委員長の考え方も全面的な妥当性を求めていなくて、それを方向付けようとしているのだけれども、それは私は違うと思うのだよな。

○委員長（村上忠弘君）　暫時休憩いたします。

休憩　１０：４２
開議　１０：５３

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、開議します。本休憩を１１時１０分までとします。

休憩　１０：５３
開議　１１：１０

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、開議します。皆様の方から出された意見、一部採択それから全部採択という意見がでました。その中で色々と委員長として判断しなければならない部分でございます。1部採択という方の中から（2）の部分について調査は難しいでしょと、無理でしょという事で調査する事にはならないかもしれないけれども意見をつけた報告という事で条件付きの報告という形の中でこの請願については願意妥当という事での中で採択という事にしたいと思いますがいかがでしょうか。内ケ島君。

○５番（内ケ島祐一君）　いまの問題、2番目ですね。調査と書いているけれども報告で願意妥当でよろしいです。

○委員長（村上忠弘君）　文言を変えるという事かい。意味合いとして。

○５番（内ケ島祐一君）　いま議員さんが言われたとおり報告で請願者に報告するという事で。はい。願意妥当でよろしいと思います。

○委員長（村上忠弘君）　分かりました。他にご意見ございませんか。ではないようですので、この請願の取り扱いについては採択という事で報告をいたします。審査報告については正副委員長で作成して次の委員会でお示ししたいと思いますがよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　次にその他を議題とします。向井君。

○９番（向井孝一君）　内容について正副委員長と協議するという事ですが、やはり次回には商工会、観光協会、参考人聴取をして頂きたい。その中で今までの経過説明を頂きたいと思います。

○委員長（村上忠弘君）　ただ今の事については、約束は出来ないかなというふうに思いますが一応承っておきます。
○９番（向井孝一君）　あくまでも文書を付けて議長経由でいかないと駄目だけれどもね。参考人聴取をした場合には。
○委員長（村上忠弘君）　私からその他のところで先ほど向井君の方から委員長の進め方が悪いという指摘がありました。どういうところでしょうか。向井君。
○９番（向井孝一君）　あの時にはやはりこの請願全体の中で一部しか認めないような発言があったから、進め方が悪いと言っただけです。
○委員長（村上忠弘君）　決してそういう意見を無視したわけではないです。あくまでも中立公正な立場で判断した中での事を言ったつもりですけれども。
○９番（向井孝一君）　残念ながら私はそういうふうには取れなかったけれども。
○委員長（村上忠弘君）　そうですか。その他ございませんか。それでは本日の総務産業常任委員会これを持ちまして閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

閉会　１１：１５